

登録拒否要件について

1. 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 貸金業法第 24 条の 6 の 4 第 1 項、第 24 条の 6 の 5 第 1 項又は第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号の規定により登録を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者
(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前 30 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
4. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
5. 貸金業法、出資法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（第 32 条の 2 第 7 項を除く。）等に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第 12 条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
6. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
7. 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者
8. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が 1～7 のいずれかに該当するもの
9. 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに 1～7 までのいずれかに該当する者のあるもの
10. 個人で政令で定める使用人のうちに 1～7 までのいずれかに該当する者のあるもの
11. 暴力団員等がその事業活動を支配する者
12. 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
13. 営業所又は事務所について貸金業務取扱主任者に関する要件を欠く者

14. 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額（5千万円）に満たない者
15. 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者
→次の基準を満たしていなければなりません。
 - (1) 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること
 - (2) 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者があること
(申請者が個人である場合は、申請者が貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者であること)
 - (3) 営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として1人以上在籍していること
 - (4) 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていること
16. 他に営む業務が公益に反すると認められる者